岡山県が設立した地方独立行政法人に係る財務諸表承認について

1 財務諸表承認

- (1) 公立大学法人岡山県立大学(以下「県立大学」という。)及び地方独立行政法人岡山県精神科医療センター(以下「精神科医療センター」という。)は、毎事業年度、「財務諸表」を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。〈地方独立行政法人法(以下「法」という。)第34条第1項〉
- (2) 知事は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ岡山県地方独立 行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。〈法第34条第3項〉

2 書類の提出

- (1) 財務諸表
 - ① 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類<法第34条第1項>
 - ② キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書〈岡山県地方独立行政法人法施行細則第10条〉
- (2)業務実績報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見書<法第34条第 2項>

3 留意事項等

- (1)考慮すべき意見の確認監事及び会計監査人の意見内容
- (2) 記載項目の精査
 - ① 表示科目、重要な会計方針、注記等の遺漏の有無
 - ② 合計等の基本的な計数の整合及び主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合等
- (3) 運営費交付金に係る会計処理
 - ① 期間進行基準の適用業務における、全額適正収益化
 - ② 費用進行基準の適用業務における、費用発生額の同額収益化及び残額の債務
- (4)業務実績の確認
 - ① 業務実績報告書の確認
 - ② 学生収容定員の充足率の確認等(県立大学)
 - ③ 患者数、病床利用率の確認等 (精神科医療センター)

